

取扱店舗の参加資格

市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる事業者。取扱店舗の参加登録料は無料です。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行っている者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- (3) 利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗等。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者。
- (5) 役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）であるとき。その他暴力団又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (6) 暴力団員を雇用しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしているとき。
- (9) 暴力団若しくは暴力団員であること又は、（5）から（8）までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させているとき。
- (10) 上記の他、横須賀市が不適切と認めるもの

令和元年 7 月